

(表)

第 身 分 証 明 書	第 号
押出ボタン	
写	真
氏名	職名
所属	
右は、国土利用計画法第四十一条第一項の規定による立入検査及び質問をすることができる者であることを証する。	
年 月 日 発行	
都道府県知事 指定都市の長	
印	

(裏)

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号) 抜すい
(立入検査等)

第四十一条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十四条第一項の許可の申請若しくは第二十三条第一項、第二十七条の四第一項(第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。)若しくは第二十九条第一項の規定による届出に係る土地又は当該許可の申請若しくは届出に係る当事者の営業所、事務所その他の場所に立ち入り、土地、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者